

人はなぜトライアスロン大会に出場するのか？



正岡 利朗

(高松大学経営学部 教授)

Toshiro
Masaoka

今年の夏は最大級に暑く、エアコンが神様のようには思えましたが、みなさまはいかがお過ごしでしたでしょうか。当方、この夏もOWS(オープンウォータースイム)大会2つに出場して、結果は「あなんOWS」が43/107位、「せとうちOWS」が50/125位と、昨年よりはちょっと上に行きました。今回の話題は、このOWSを含む、長距離(ロングディスタンス)スポーツ競技大会についての考察です。

上記の2つの大会のうち、「せとうちOWS」では、いつもは参加しない「開会式」に出ることになりました。今回は潮流の関係からか、1km、2km、3kmの部のうち、3kmの部が一番最初にスタートするので否応なく、といった感じです。そこで、最初に主催者側より「この大会はボランティアの方々をはじめ、多くの協力によって支えられています。出場する選手はこのことを肝に銘じてください...」との挨拶を伺いました。そう言えば、以前、トライアスロン大会に出場していた際には、開会式への参加が義務づけられておりましたので、たびたび聞いていたような...

そうなのです、OWSやBIKEのロードレース、ランニング、果てはトライアスロンに至るまで、長距離スポーツ競技の大会は、アウトドアでの開催かつその距離や時間の長さゆえ、当日の運営には多くの方々の協力が不可欠なのです。また、大会を開催するに当たり、さまざまなリスクを軽減し、スムーズに運営するために、当日までに山ほどの諸準備が必要で、これらを黙々とこなしている方々も多数いらっしゃるのです。彼らの人件費を正に見積もれば、(介在する一部の業者を除き)ビジネスとしてはとても成立しないのです。

当方もいくつかのイベントを主催した経験上、その苦勞を十分想像できるのですが、同時に思うことがありました。それは、我々出場者は、「大会主催者側の思いをほとんど汲んではないよなあ...」ということです。例えば、当方がOWS大会にここ数年出場しているのは、「体力維持のための運動としてSWIMを選択しているの、その技量を維持したい、については出場を励みとするため」という地味な理由によるものです。これが本音で、かつ最大の関心事なのです。したがって、出場を希望する大会は、「自宅から近くて、低費用ですぐに行ける、当日のスケジュールが空けられる」という条件が最優先となっています。

これはかつてトライアスロン大会に出場していたときも同様でした。つまり、ヒトに「なぜ出場するのか?」と問われても、「励みだから、それに近くだし...」という答えしかできないのです。よくマスコミ等で「感動を味わう」とか、「自分の限界への挑戦!」とかいう類のキャッチフレーズが常用されるのですが、そんなことを思うのはビギナーの間だけで、

リピーターは案外醒めているのです。それは「ウルトラマラソン」など、まったく別次元のスポーツに当てはまることなのであり、トライアスロンがブームになった20年前ならいざ知らず、現在の大部分の長距離スポーツ競技の実態は「生涯スポーツ」なのです。

さらに主催者側の挨拶は、「このすばらしい風景を目の当たりにして、お帰りの際には観光もされて、この地域の魅力を十分満喫してください...」と続きます。主催者群(主催、共催、協力、後援他)の意向により、大なり小なり、地域振興・活性化の目的を持たされている大会には、このような思惑があります。

しかし、これについては遠方からの出場者には、宿泊などの経済効果も多少期待できるものの、開催県あるいは近県からの出場者にはまず期待できません。そして、全国各地で同様な大会が開催されているため、当方と同様なリピーターにより、出場者は開催県あるいは近県が7割前後を占めているのが実情です。宮古島や石垣島など、一部の遠隔地での開催の場合を除き、まさに「地元住民主体の大会」になっているのが大半なのです。主催者側の思惑と現実に齟齬が生じているのです。

また、出場者は「消費者」の側面も併せ持ちます。消費者として、主催者側に要望するのは、エントリーフィー(OWSで5千円程度、トライアスロンでは1~2万円程度が相場)に見合ったサービスです。「完走Tシャツのデザインがダサイ」とか、「記念品より、参加費を安くしてほしい」とか、「できるだけ拘束時間を少なくしてくれ」といった意見や苦情には、主催者側が「そんなこと言われても...」と、回答に窮するようなものも多々あります。ここに至っては、ボランティアへの感謝意識などは二の次になってしまいます。

ただし、地元出場者の多くは安からぬオカネを払っていても、移動費用を含めたトータルコストが安くつくので、それほど苦情は表面化しません。なにより、多くの主催者にとっては、「出場者の満足度調査」など、まったく実施していないのも実情なのです。

消費者を十分満足させられない大会は出場希望者が減少し、(損失補填をしてくれるスポンサーが不況で激減している折)損益分岐点を割り込み、やがて中止の憂き目を見るものと想定されます。しかし、長距離スポーツ競技大会は年1回程度の開催で、なおかつほぼ「地域独占」状態に近く、有力な競争相手が現れにくいのが通常です。このような理由により、継続開催できているわけです。主催者側におかれてはこの現状を直視した上で、「地元住民のための大会運営」に徹した方がよいように思えますが、いかがでしょうか。

中央会だより 1

平成22年度モデル組合を指定

本会では毎年、小企業者組織化指導事業の一事業として、小企業者組合(※)のうち、他の模範となる組合をモデル組合に指定するとともに、組合が行う講習会開催等の教育情報提供事業及び他の小企業者組合等に対するパンフレット作成による成果普及事業に対して助成を行っています。本年度は、次の2組合を指定しました。

香川県漆器工業協同組合			
所在地	高松市春日町1595番地	代表理事	松田 等
設立年月日	昭和25年1月28日	業 種	漆器製造業及び小売業
出 資 金	12,460,000円	組 合 員 数	56名
主 な 事 業	販路開拓事業、共同保管事業、教育情報事業		

麻電化企業組合			
所在地	三豊市高瀬町上麻3780番地2	代表理事	小野 清
設立年月日	昭和31年8月7日	業 種	電気機械器具小売業
出 資 金	550,000円	組 合 員 数	5名
主 な 事 業	電気工事事業、電気器具販売事業、管工事事業、教育情報事業		

※小企業者組合とは…構成員の4分の3以上が小企業者(常時使用する従業員の数が5人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については2人)以下の会社及び個人)の組合です。

中央会だより 2

役員変更届の提出をお忘れなく

組合は、役員の名又は住所に変更があったときは、その変更の日から2週間以内に、所管行政庁にその旨を届け出なければなりません。(中小企業等協同組合法第35条の2)

役員の変更とは、役員の名又は住所の変更があった場合、役員の改選又は補充があった場合、代表理事の交代、役付理事の交代、役員の死亡又は辞任した場合など役員に関する一切の変更をさします。

役員変更届には、下記の添付書類を添付しなければなりません。

- ①変更した事項を記載した書面
(変更前と変更後の対照表を記載して下さい。)
- ②変更年月日及び理由を記載した書面
(変更理由は、「任期満了に伴い改選が行われたため」「〇〇理事が転居したため」など簡明にその事実を記載して下さい。)
- ③役員の変更が役員の選挙又は選任による場合には、総会又は総代会の議事録と理事会議事録(謄本でも構いません。)

役員変更届並びに添付書類の様式は、本会ホームページからダウンロードできますので、ご活用下さい。

<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/chuokai/download/index.html>

平成22年度「組合研究集会」助成組合を募集します。

小企業者組合を対象に、次の要領により助成します。

毎年多数の組合から申請希望がありますので、昨年度本事業を実施された組合については、ご遠慮いただくことがございます。

申込み多数の場合、事業内容並びに実施回数などにより選定させていただきますので、計画等がございましたらお早めにご連絡下さい。

組合研究集会に対する助成 【助成限度額100,000円】 (助成率2/3 事業費150,000円の場合)	
事業の概要	<p>小企業者組合が、当該組合の組織強化、運営の向上、事業の発展向上及び組合員の経営の近代化等を目的として、組合研究集会を開催する場合、その開催費用等につき助成するとともに、講師の斡旋、指導員の派遣を行い組合研究集会の効果的な実施を図ります。</p>
対象経費	<p>講師謝金・旅費、会場借料、資料費、通信運搬費、消耗品費、借損料</p>
事業の対象者	<p>小企業者組織化指導事業の対象は、原則として次の①から⑤までに掲げる小企業者組合です。</p> <p>(小企業者とは) 常時使用する従業員の数が5人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については2人)以下の会社及び個人</p> <p>①事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成 員の3/4以上が小企業者であるもの。 ②事業協同小組合及び企業組合。 ③協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下、又は組合員の3/4以上が協業実施直前において小企業者であったもの。 ④事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、3/4以上が小企業者であるもの。 ⑤前記に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合は、その直接又は間接の構成員の3/4以上が小企業者であるもの。</p>
問い合わせ先	<p>香川県中小企業団体中央会 (担当:谷本) TEL 087-851-8311 FAX 087-822-4377 E-mail staff@chuokai-kagawa.or.jp</p>

小規模企業の
経営者の
みなさまへ

小規模企業
共済制度

経営者ご自身の 「現役引退後の生活資金」のことを お考えですか？

こんな悩みにお応えします

「年金だけでは不十分で、不安がある」
「自分で積み増しするには、どんな
ものがあるの？」



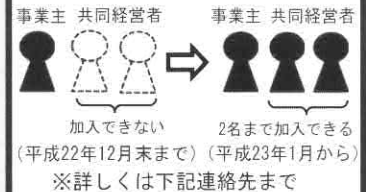
小規模企業共済は、「小規模企業経営者の
ための退職金制度」です。

平成23年1月1日より
受付開始！

『事業主の「共同経営者」
も加入の対象となります』

共済加入対象者が、個人事業主
の配偶者や後継者など
「共同経営者」まで拡大されます
(1事業主につき2人まで)

共同経営者の加入イメージ



加入し、掛金を毎月積み立てておけば…

将来、「廃業」「役員退任」等が生じたとき
に共済金をお受け取りいただけます。



現役引退後の安心した
生活設計が図れます。



●本制度の詳しい内容は、パンフレットを必ずご覧ください。

本制度のお申し込みは

香川県中小企業団体中央会
TEL.087-851-8311 FAX.087-822-4377

ポイント

1. 加入に年齢制限はありません。60歳以上でもOK!
2. 常時使用する従業員の数が、20名以下(商業、サービス業5名以下)の個人事業主、又は会社の役員の方が対象です。
3. 毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば、課税対象所得400万円の方ならば108,000円の節税になります。
4. 「小規模企業共済法」に基づき運営されています。

すでに本制度に加入されている方は…

掛金月額1,000円~70,000円の範囲内で自由に
設定できます。(500円きざみ)

▶現在の掛金月額が7万円に達してい
ない方は、増額をお勧めいたします。

※掛金月額増額申込書と増額される金額(現金)を添えて左記へお申し込みください。
(掛金月額増額申込書がお手元に無い場合は、下記の共済相談室へご請求ください。)

お知らせ 1

「カエルチャレンジ企業」に応募しましょう！

香川県ではワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現するため、事業主、労働者、行政の調和により「カエル(Change)かがわ!」キャンペーンに取り組み、働きやすい職場づくりを推進しています。

キャンペーンの内容として、労働時間の短縮に向けた取組みや柔軟な勤務体制を導入、また、導入しようとする企業等を「カエルチャレンジ企業」として募集しています。

ぜひ、キャンペーンに参加して、優れた人材の確保や企業のイメージアップにお役立てください。

カエルチャレンジ企業とは

- 1.ノー残業デー、ノー残業ウィークの導入、年次有給休暇の取得推進、ワークシェアリングの実施など、働きやすい職場環境づくりのため、労働時間の短縮に向けた取組みや柔軟な勤務体制を導入し、また導入しようとする企業等を「カエルチャレンジ企業」として募集します。
 - 2.年度末(3月末)には、取組内容等について報告書の提出をお願いします。
 - 3.取組内容等は県のホームページなどで紹介します。
 - 4.申請資格 県内の企業・事業所及び団体
- ※申請方法等は詳細については下記までお問い合わせ下さい。

5.お問い合わせ先

香川県商工労働部労働政策課 総務・労政グループ TEL.087-832-3366

香川県中小企業団体中央会 連携支援部 TEL.087-851-8311

お知らせ 2

中小企業のための「ひまわりほっとダイヤル」のご案内

日本弁護士連合会「ひまわり中小企業センター」は、2010年4月1日から、中小企業から弁護士へのアクセス改善のために、全国共通の電話番号により相談を受け付ける「ひまわりほっとダイヤル」の運用を開始しています。

「ひまわりほっとダイヤル」全国共通電話番号「0570-001240」に電話をすると、地域の弁護士会でお電話を受け、折り返しの電話で弁護士との面談予約などができるというサービスです。

4月1日から9月30日でのキャンペーン期間中は、初回相談の30分は無料としておりましたが、この度好評につき2011年3月31日まで無料期間を延長することとなりました。

身近に相談できる弁護士がいない中小企業の方々是非ご利用ください。

※受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時

相談事例

売掛金の回収

取引先が売掛金を払ってくれず何とかしたい!

事業承継

末っ子に会社を継がせたいが、長男達にどう対応したら…?

クレーム対応

毎日のように苦情電話をかけてくる人にどこまで対応したら…?

下請取引

20年来の取引先から突然に「取引を止める」と言われて…?

契約相談

取引先から難しい契約書が送られてきて、困っている…。

お知らせ 3

職場のトラブル解決サポートします

近年、労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働関係紛争」といいます)が増加しております。

このような個別労働関係紛争の最終的な解決手段としては裁判制度がありますが、裁判には多くの時間と費用がかかります。

また、労働者と事業主という継続的な人間関係を前提とした円満な解決のためには、労使慣行等をふまえた解決が図られることも重要です。

香川労働局では、裁判外紛争処理制度の一つとして個別労働紛争解決制度を実施しており、労働者、事業主のみなさまからの労働問題に関するご相談を「総合労働相談コーナー」(香川労働局総務部企画室及びすべての労働基準監督署内)にて、面談あるいは電話でお受けしています。

詳しくは香川労働局のホームページ(<http://www.kagawa-roudou.go.jp>)をご覧ください。

早め早めの相談がトラブル防止のポイントです。

「総合労働相談コーナー」の設置場所

名 称	所 在 地	電話番号
香川労働局 総合労働相談コーナー(☆)	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8916
高松総合労働相談コーナー	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 高松労働基準監督署内	087-811-8946
丸亀総合労働相談コーナー(☆)	〒763-0034 丸亀市大手町3丁目1番2号 丸亀労働基準監督署内	0877-22-6244
坂出総合労働相談コーナー	〒762-0003 坂出市久米町1-15-55 坂出労働基準監督署内	0877-46-3196
観音寺総合労働相談コーナー(☆)	〒768-0060 観音寺市観音寺町甲3167-1 観音寺労働基準監督署内	0875-25-2138
東かがわ総合労働相談コーナー	〒769-2601 東かがわ市三本松591-1 東かがわ労働基準監督署内	0879-25-3137

☆女性相談員がいます。(平成22年4月1日現在)

貸金業法が大きく変わりました！

貸金業法は、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律です。

近年、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が、深刻な社会問題（「多重債務問題」）となったことから、これを解決するため、平成18年、従来の法律が抜本的に改正され、平成22年6月18日に、完全施行されました。

新しい貸金業法のポイント

総量規制

総量規制とは、借りることのできる額の総額に制限を設ける、新しい規制のことで、平成22年6月18日から実施されています。

具体的には、貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借入れをすることができなくなります。ただし、すでに、年収の3分の1を超える借入残高があるからといって、その超えている部分についてすぐに返済を求められるわけではありません。

この総量規制が適用されるのは、貸金業者から個人が借入れを行う場合で、銀行からの借入れや法人名義での借入れは対象外です。また、住宅ローンや自動車ローンなど、一般に低金利で返済期間が長く、定型的である一部の貸付けについては、総量規制は適用されません。借入れの際には、基本的に、「年収を証明する書類」（源泉徴収票や給与明細等）が必要となります。

なお、法人向けの貸付けは総量規制の対な象外となっています。また、個人事業者の方は、事業・収支・資金計画を提出し、返済能力があると認められる場合には、上限金額に特段の制約なく、借入れが可能です。

上限金利の引下げ

法律上の上限金利には、

- ①利息制限法の上限金利（超過すると民事上無効）：貸付額に応じ15%～20%
- ②出資法の上限金利（超過すると刑事罰）：改正前は29.2%
の2つがあります。

これまで、貸金業者の場合、この出資法の上限金利と利息制限法の上限金利の間の金利帯でも、一定の要件を満たすと、有効となっていました。これが、いわゆる「グレーゾーン金利」です。

他方、金利負担の軽減という考え方から、今回の改正により、平成22年6月18日以降、出資法の上限金利が20%に引き下げられ、グレーゾーン金利が撤廃されます。これによって、上限金利は利息制限法の水準（貸付額に応じ15%～20%）となります。なお、利息制限法の上限金利を超える金利帯での貸付けは民事上無効で、行政処分の対象にもなります。出資法の上限金利を超える金利帯での貸付けは、刑事罰の対象です。

※詳細については金融庁ウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp>)でご確認下さい。

相談窓口

四国財務局 金融監督第2課 087-831-2131
香川県 商工労働部経営支援課 087-832-3345

「景気回復は横ばい状態」

2010年8月

8月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は-29.2ポイントで前月調査の-36.2ポイントと比べ7ポイント改善し、6ヶ月連続して上昇した。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は-37.5ポイントで前月調査の-34.1ポイントと比べ3.4ポイントの悪化、収益DI値は-31.2ポイントで前月調査の-44.7ポイントと比べ13.5ポイントの改善となった。また、全国集計においては、8指標全て変動幅が小さく、横ばいの状況である。

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況	
製造業	食料品									
	繊維・同製品									
	木材・木製品									
	紙・紙加工品									
	印刷									
	化学製品									
	窯業・土石製品									
	鉄鋼・金属製品									
	一般機器									
	電気機器									
	輸送用機器									
	その他									
	非製造業	卸売業						—		
小売業							—			
商店街							—			
サービス業			—				—			
建設業			—				—			
運輸業			—					—		
その他			—				—			
DI値(当月)	-37.5	-33.3	-27.1	-16.7	-31.2	-29.2	-24	-20.9	-29.2	
DI値(前月)	-34.1	-23.5	-27.7	-23.4	-44.7	-31.9	-25	-19.1	-36.2	

好 転	やや好転	変わらず	やや悪化	悪 化
30以上	10~30未満	10未満~▲10	▲10超~▲30未満	▲30以上

DI(ディフュージョン・インデックス)・・・前年同月と比較した企業の景況感を示す業況判断指数

計算式：(「増加」「好転」した組合数-「減少」「悪化」した組合数)/有効回答組合数×100

※ただし、在庫総数についてはDI値マイナスの場合には好転、プラスの場合には悪化の方向とします。

※中央会では、県内の地区・業種を代表する中小企業組合の役員(19業種、48名)を情報連絡員として委嘱しており、本調査報告は、連絡員からの景況報告をもとに毎月集計しております。

業界情報

【食料品】

- 猛暑により一部の麺は需要が多く、品切れも聞いているが全体的には前年並。先日10月からの小麦の買付価格の1%値上げが発表されたが、麵用小麦は4%の値上げとなるようである。(製粉製麺)
- 調理食品 出荷高は前年同月比92.9%(調理食品)
- 組合員から御中元の発注等が少なくなったとの声を聞きます。消費者の低価格指向への変化も影響しているのではないかと推察します。当組合の4月～8月の生揚出荷数量も前年同期比96%程度の水準で推移しています。現在のところ出荷数量の増加する経済的な要因は見当たらず、上半期(4月～9月)の出荷数量は減少すると予測されます。(醤油)

【繊維・同製品】

- 春夏用UV手袋は今夏の猛暑でロング手袋はほぼ完売、ショート手袋は残っている。円高による差益については企業毎に恩恵が異なっている。契約をドル建てで貿易を行っている企業はほとんど恩恵を受けていない。(1ドル95円程度の契約)。また、販売先よりの円高差益の要求が強い。ドル建ての変動相場で貿易を行っている企業にはメリットがあるものの、材料の輸出についてはデメリットである。(手袋)

【木材・木製品】

- 一部事業所であるが、この2～3ヶ月は仕事量を確保できたと言っているが、その後は注文がない状況であります。依然厳しい経営環境であることは否めません。(家具)
- 猛暑のため作業効率が悪くなっている。例年の夏期休暇も1日程度長くなっている。(製材)
- 住宅着工数の減少。原木等必要な資材・資源の減少により仕入れ単価が割高になるため収益状況は悪化している。(木材)

【印刷】

- 受注単価は安値安定で、受注量は低水準で推移している。今年に入って同様の状況で推移していると感じる。(印刷)

【窯業・土石製品】

- 猛暑が連日続き従業員に疲れが目立つ中、売上は年間の平均はあるものの早く涼しくなり動きやすい環境になってほしい。(ブロック)
- 今年で6回目を迎えた「石あかりロード」も来場者は多いが、財布の紐は固く物品販売は苦戦している。(石材加工)

【鉄鋼・金属】

- 原材料費は高値止まりである上に、円高の影響がボディブローのごとく出てくるのではないかと懸念している。工場内の暑さの我慢ももう少し、各組合員の従業員は頑張ってくれている。(鍍金)

【一般機器】

- 受注増加の気配があるが、円高等の影響も顕著に現れ始めたため兆候は大変弱くなっている。一般機器についても引き合いはきているが、受注の増加は期待薄。鉄骨は公共事業の動きがなく戻す様子。中小零細企業は依然として受注環境、雇用環境ともに厳しい。造船については引き続き高稼働率であるが今後の採算については要注意。(一般産業用機械・装置)

【その他製造業】

- 各業者とも販売量は減少していると考えられる。暑ければ「うちわ」は売れるというジレンスは今年の場合通らなかったと思う。(団扇)
- 先月29日の香川県知事選挙において観音寺市出身の知事が誕生しました。これによって高松市周辺重視の産業・観光行政から少しは西讃地域の発展に力を入れていただきたい。(綿襷)

【小売業】

- 青果の高値が続いている。(青果物)
- 猛暑の影響でエアコンの売上げが前年比で130～150%強の伸びである。お盆明けもエアコンが売れているが、各メーカーとも品切れ状態が続いており、お客様に迷惑を掛けている現状である。エアコン以外の商品ではテレビが売れているものの他の商品は今ひとつといった状況である。アンテナ関連、特に工事業が伸びているのが目立っている。(電機)

【商店街】

- 相変わらずの不景気です。(高松市)
- 8月の夏祭り・お盆・夏休みと終わりましたが、今年の夏は猛暑で外出を控えた人たちが多く人通りも減少、売上も伸びません。当商店街はアーケードのリニューアルも終わり、きれいになった姿をみるとアーケードのある生活が大変ありがたい事に気づきます。これから高度化資金の返済がありますが組合員と協力していこうと思います。(高松市)
- 高齢の経営者夫婦が多いため、健康上の理由で閉店することがあるがこの状態は如何ともしがたい。(坂出市)
- 毎年8月は、中心市街地の活性化を目的に、夏祭り「バサマ祭り」がおこなわれ、今年も大勢の人が訪れました。飲食業など一部の業種の店は、この恩恵を受けて歓迎ムードですが、直接的な利益を受けない物販の店などは、「シラケた、どうでもいい雰囲気」です。商店街に関係ない、民間の部外者から「商店街の非協力的な態度」を指摘・指弾され、間に入る身にはこたえますが、毎年同じことで、それに慣れていく自分が困ったものだと思います。(丸亀市)

【サービス業】

- 物が動かないのはやはり先行き不安の為に設備関係にストップがかかっているからだと思います。我々ディスプレイ業も建設関係の停滞のため、受注が大変少ない。公共投資をドンドンやって雇用を増やし内需を拡大してもらいたい。子供手当は親御さんが貯金をして終わりになっていると思う。(ディスプレイ)
- 今月の稼働率は昨年同月に比較し25%程度上昇した。瀬戸内国際芸術祭の影響も10%ありその他のイベントも関係している場合もある。ただ9月以降の予約は、低調であり、不況での出張の取りやめ、回数の削減、また、以下の傾向より、宿泊単価の安いところへ大きくシフトしつつある。①不況前→1泊いくらで高い金額設定。余裕があった。②不況になり→宿泊費実費精算従って、多くの人が領収書を要求③最近の不況→また①の1泊いくらでさらに安い設定になり、とにかく安いところで、出張赤字を回避しようとする動きが大手企業で多く出てきた。(旅館)
- 下半期の投資を手控える傾向がユーザに出てきている。売上拡大に直結するものへの投資は継続されているが事例は少ない。(情報)

【建設業】

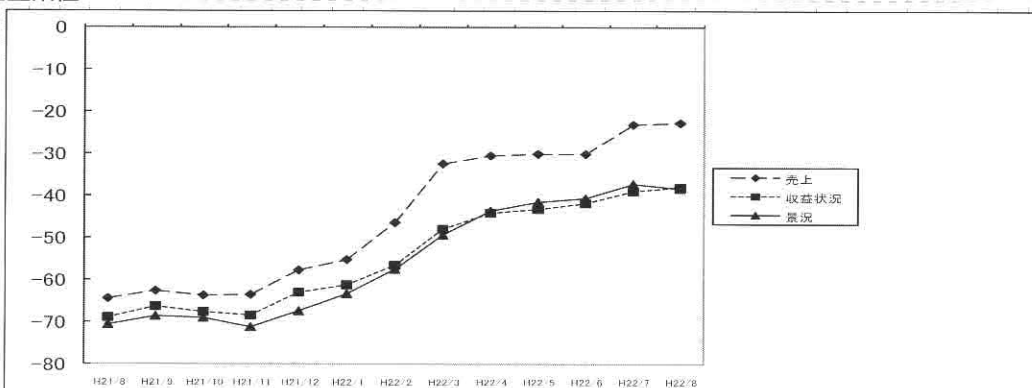
- 公共工事に対する依存度の高い地元建設業界の経営環境は度重なる公共工事削減、入札契約制度改革により非常に厳しい状況が続いております。(建築)

【運輸業】

- 高速道路通行料金支払額は3月から7月まで対前年同月比を上回っており6月7月は対前月比を7～8%上回った。昨年8月は昨年度最低の実績であったが今年は猛暑の関係で飲料水等の輸送量が多いと思われ、対前年同月比を上回るのではないかと予想している。これも新料金制度の導入がなされていない恩恵でもあるが、民主党代表選後における同制度の扱いは不透明。(トラック)
- 円高が続くも燃料価格が下がらない。(貨物)

全国集計による主要3指標(DI)の推移(対前年同月比)

■全業種



※集計結果は、本会ホームページ上でもご覧いただけます。 <http://www.chuukai-kagawa.or.jp/>

組合企業訪問 頑張ってます

有限会社 マルキン製パン工場

- 所属団体 香川県パン協同組合
- 役職名 代表理事

会社の概要



代表取締役 宮本 正巳

代表取締役	宮本 正巳
創業	1933年(昭和8年)
資本金	300万円
従業員数	7名
住居	〒760-0047 高松市塩屋町8-4 TEL (087)821-6587 FAX (087)821-6387
事業内容	パン・菓子製造販売

沿革

1933年(昭和8年)	創業
1940年(昭和15年)	高松市今里町から 現在地(高松市塩屋町)に移転
1959年(昭和34年)	有限会社へ組織変更 宮本芳雄が代表取締役役に就任
1996年(平成8年)	宮本正巳が代表取締役役に就任



▲「マルキンパン」お店

事業内容

創業時は和菓子が主体だったが戦時の主食配給制度によりパン専業となった。

戦後、企業合同を経て昭和22年営業再開、菓子パンに一定の評価を得た。



▲パンが並ぶ店内

昭和29年学校給食制度の発足により爾来給食パンを供給している。

パン業界は大量生産方式の大手が90%以上のシェアを占めており、中小のパン屋は残りの厳しい環境の中でがんばっている状況である。

マルキン製パン工場では最近の消費者のニーズ・嗜好の多様化と健康志向に対応できるように手作りの良さを発揮し、1日に30種類ほどのパンを多い時で4,000個(学校給食を含む)ほど焼き上げている。

昔ながらのアンパン、クリームパン、ジャムパンを柱にご当地の豆パン、オリジナルとしての「フラワーロールバラ」、「ウズ巻き・メロンパン」等を提供している。

中でも「フラワーロールバラ」は当店オリジナルパンの一つで、花のバラをイメージしたものだ。

細長くしたパン生地をクリームを伸ばし、それをバラ状に巻いたもので「成型」に時間と手間がかかる。中小企業ならではの「パン」で大企業では作りにくいパンの一つである。



▲フラワーロール バラ

パンの製造工程

製造工程の最初は「混練り」。パンの製造には温度、湿度により微妙な水加減を要するなど、長年の勘と技術が

素材の良さを活かした シンプルな手作りパンを目指して

要求される。「1次発酵」を経てパン生地を目的の大きさに分けていく「分割」。そして、お餅のように丸める「丸目」。商品に応じて形を整える「成型」は時間と手間がかかる。

「2次発酵」。窯で「焼き上げ」て「仕上げ（フィーリング）」し、包装等をして店に陳列または配達となる。製造現場で



▲時間と手間がかかる「成型」

はまさにパンと戦っているような雰囲気である。

宮本社長はパンの配合にこだわり、パン自体はシンプルさを強調するため可能な限り、乳化剤、甘味剤等の添加物は入れないようにしているそうだ。

学校給食への取り組み

学校給食用のパン(コッペパン等)は、小麦粉、砂糖、脱脂粉乳、ショートニング、塩など厳しい管理の下で製造されている。

戦後、学校給食会の指定を受けて近隣の築地、松島、花園等の小学校に納入していたが、次第に範囲が拡大、納入先の編成替えもなされた。各小学校に調理室があった当初は週5日間がパンであったが、給食センターができ、時代とともに週3日になり、今では週2日弱とパン給食が減少している。

売り上げも生徒数とパン給食日の減少により金額ベースで最盛期の半額程度まで減少しており、メーカーとしては厳しい状況が続いているようだ。



▲窯での「焼き上げ」

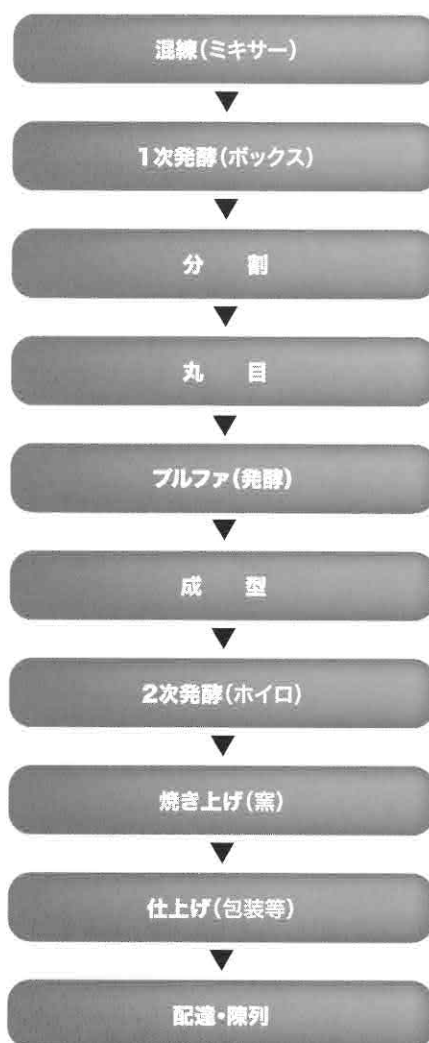
今後の抱負と課題

食品作りで最も大切なことは、お客様に安全、安心して喜んで食べていただける商品を提供することだと思

います。そのためには素材を厳選し、その素材の良さを引き出すようにシンプルに手作りの良さを発揮することだと思います。そのためにこれからも経営者、従業員が一致団結してお客様に喜んでいただける楽しい味を作り出すようがんばって参りたいと存じます。

パン製造工程

(原材料は小麦粉、油脂、砂糖、塩、イースト、水 等)



商工中金だより

独立行政法人日本貿易保険(NEXI)と連携し、「NEXI 貿易保険付輸出代金債権担保融資」制度の取扱いを開始します。

【「NEXI貿易保険付輸出代金債権担保融資」制度】

(1) 融資対象者	NEXIの貿易保険を付保された輸出代金債権を保有する法定中小企業
(2) 融資条件	・融資金額 (日本円) 輸出代金債権額を上限 (米ドル) 100千ドル以上、かつ輸出代金債権額を上限
	・融資期間 原則として1年未満(輸出代金債権の決済期日まで)
	・資金使途 原則として運転資金
	・融資形態 手形貸付
(3) その他	・担保 以下について担保取得とする。 ①債権譲渡禁止特約がない輸出代金債権 ②NEXI貿易保険保険金請求権
	融資に際しては当金庫の審査が必要となります。審査結果によっては御希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。

【お問い合わせ先】

株式会社 商工組合中央金庫 高松支店

〒760-0052 高松市瓦町1-3-8

TEL 087-821-6145 FAX 087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 中小企業事業からのご案内 ●

なお、下記掲載は貸付制度の一部ですので、詳しくは日本政策金融公庫高松支店中小企業事業までお気軽にお問い合わせください。

融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)	融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金 (固定金利型)	6億円	特別利率 ^③ ただし、6年目以降は 基準金利+0.2%	6億円	設備 15年 運転 7年	地域活性化・ 雇用促進資金	7億2千万円	基準利率 特別利率 ^{①②③} (③-0.4)	5億4千万円	設備 20年 運転 7年
新事業活動促進資金 (固定金利型)	7億2千万円	基準利率 特別利率 ^{①③}	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	環境・エネルギー 対策資金	7億2千万円	特別利率 ^{①②③} 特代工ネ利率 特省工ネ利率	4億円	設備 15年 運転 7年
IT活用促進資金	7億2千万円	特別利率 ^{①②}	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	経営環境変化 対応資金	7億2千万円	基準利率 (注1)	7億2千万円	設備 15年 運転 8年
企業活力強化資金	7億2千万円	特別利率 ^{①②③}	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	事業再生支援資金	7億2千万円	基準利率+2.5% 基準利率+1.0%	—	設備 10年 運転 5年
海外展開資金	2億5千万円	基準利率	—	設備 15年 運転 7年	企業再建・ 事業承継支援資金	7億2千万円	基準利率 特別利率 ^①	2億7千万円	設備 20年 運転 10年

(注1) ●長期運転資金に限り、上限3% ●一定の要件に該当する場合、金利控除(0.1%、0.3%又は0.4%)の適用可能

(注) 同一貸付でも、信用リスクや貸付期間により、適用利率が異なります。融資利率等の詳細は日本政策金融公庫HPをご覧ください。

● 国民生活事業からのご案内 ●

日本政策金融公庫 国民生活事業では、政府の経済対策により、
設備資金の利率およびセーフティネット貸付(運転資金)の利率引き下げを実施しています！

融資制度内容

【設備資金貸付利率特例制度】

設備資金の利率を2年間低減・・・(低減利率) 0.5%

ご利用 いただける方	事業資金で設備資金をご利用される方
ご 融 資 額	各融資制度に定めるご融資額以内
低 減 期 間	2年間
利 率	(当初2年間)各融資制度に定める利率 -0.5% (2年経過後)各融資制度に定める利率 (固定)

【セーフティネット貸付】

- 売上が減少する等業況が悪化している方に対する利率低減 (低減利率) **0.3%**
- 雇用の維持・拡大を図る方に対する利率低減 (低減利率) **0.2%**
- 上記の2項目に該当する方に対する利率低減 (低減利率) **0.5%**

拡充後の利率

1.65%～(固定)

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル2・3階 URL: <http://www.jfc.go.jp/>

中小企業事業(旧 中小企業金融公庫)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル3階

TEL:087-851-9141 FAX:087-822-1423

国民生活事業 融資相談係(旧 国民生活金融公庫)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル2階

TEL:087-851-0198 FAX:087-822-9274

2日	四国ブロック中央会指導員研究会（商業活性化研究会）	（松山ワシントンホテルプラザ）
9日	テーマ別情報提供研修（～10日）	（全国中央会）
13日	中小企業活力強化・地域活性化香川県集會連絡会議	（県商工会連合会）
14日	外国人研修・技能実習制度円滑化対策事業適正化マニュアル作成委員会	（全国中央会）
16日	香川県産業・企業動向関連情報連絡会	（香川県庁）
17日	官公需適格組合資格審査諮問委員会	（四国経済産業局）
	外国人技能実習生受入れ団体中央・地方連絡協議会全体会議	（芝パークホテル）
22日	四国地域国内クレジットネットワーク会議	（四国経済産業局）
	四国ブロック青年中央会交流会	（ホテルサンシャイン徳島アネックス）
24日	香川地域若年者雇用問題検討会議	（高松サンポート合同庁舎）
27日	中央会青年部正副会長会	（本会研修室）
	新卒者就職応援プロジェクト推進会議	（TKP 東京駅ビジネスセンター）
28日	中小企業支援担当者研修（～10月20日）	（中小企業大学校）
	食肉小売機能高度化推進事業小売情報交換会委員会	（ホテルニューフロンティア）
29日	かがわ中小企業応援センター連絡協議会連絡会	（香川産業頭脳化センター）

中小企業
大学校研修の
御案内

○タイトル **マネジメント力養成講座**

～今、管理者（リーダー）が身につけておきたい仕事術～

○日 時 平成22年11月10日（水）～11日（木）[2日間]

○会 場 じばさんTAJIMA（兵庫県豊岡市大磯町1番79号）

○対象者 経営者・後継者・経営幹部

○受講料 21,000円

○定 員 20名

○特 色 ①マネジメントの知識を「人」と「業務」の両面から学びます。
②着実に成果を生み出す仕組みを構築する手順について学びます。
③問題の柔軟な解決手法やマネジメントの実践力を身に付けます。

○講 師 大元 相（有限会社P.S.コンサルティング 代表取締役）

※詳細情報 <http://www.smrj.go.jp/inst/kansai/list/32881/053921.html>

○お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構近畿支部中小企業大学校関西校

兵庫県神崎郡福崎町高岡 TEL0790-22-5931

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書 名	著 者	出版社／定価
1	瀬戸内国際芸術祭2010公式ガイドブック		美術出版社／1,260円
2	もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら	岩崎夏海	ダイヤモンド社／1,680円
3	これからの「正義」の話をしよう	マイケル・サンデル	早川書房／2,415円
4	くじけないで	柴田トヨ	飛鳥新社／1,000円
5	終わらざる夏(上)(下)	浅田次郎	集英社／各1,785円

企業の人事担当者の皆様へ

当センターでは

人材の確保・従業員の再就職を 支援しています

事業の拡大・欠員補充等による
人員確保を行いたいとき

事業の整理・縮小等に伴い、
人員削減せざるを得ないとき

高齢者の方々の継続雇用
雇用確保に取り組まれるとき

そんなとき、お気軽にご相談ください

お問い合わせは



財団法人 産業雇用安定センター
香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20 高松センタービル8階

TEL (087) 851-1011

ご利用時間
9:00~17:00
(土・日・祝日は除く)

FAX (087) 851-1014

URL <http://www.sangyokoyo.or.jp/> 左記のセンターホームページでは
E-mail kagawa@sangyokoyo.or.jp 求人情報を提供しています。

